

第4次 八女市子どもの読書活動推進計画



令和4年3月
八女市教育委員会

目 次

| | |
|----------------------------|----|
| 第1章 計画策定にあたって | |
| 1 子どもの読書活動の意義 | 1 |
| 2 推進計画の概要 | |
| (1) 計画策定の趣旨 | 1 |
| (2) 計画の位置づけ | 2 |
| (3) 計画の推進体制 | 2 |
| (4) 計画の期間 | 2 |
| 第2章 これまでの取組の成果と課題 | |
| 1 取組の主な成果 | |
| (1) 家庭、地域における子どもの読書活動の推進 | 3 |
| (2) 学校における子どもの読書活動の推進 | 3 |
| (3) 市立図書館における子どもの読書活動の推進 | 4 |
| (4) 市立図書館と学校等の関連施設との連携強化 | 4 |
| (5) 子どもの読書活動に関する関心と理解の向上 | 5 |
| 2 子どもの読書活動の現状と課題 | 5 |
| 第3章 今後の八女市子どもの読書活動推進計画について | |
| 1 基本的な考え方 | |
| (1) 目指す子どもの姿 | 8 |
| (2) 目標 | 8 |
| 2 基本的な方針 | 9 |
| 3 八女市子どもの読書活動推進計画の具体的な取組 | |
| (1) 家庭における読書活動の推進 | 10 |
| (2) 地域における読書活動の推進 | 11 |
| (3) 学校における読書活動の推進 | 12 |
| (4) 市立図書館における読書活動の推進 | 13 |
| (5) 子どもの読書活動に関する関心と理解の向上 | 14 |
| 本文用語注記解説 | 15 |
| 資料編 | |
| 1 子どもの読書活動の推進に関する法律 | 19 |
| 2 八女市子どもの読書活動推進計画策定委員会設置要綱 | 21 |
| 3 八女市子どもの読書活動推進計画策定委員名簿 | 23 |

第1章 計画策定にあたって

1 子どもの読書活動の意義

読書は、「新しい言葉を学ぶ」、「ものごとに対する感性を磨く」、「自分の知らなかったことを知る」、「他人の考えに触れる」、「自分自身と対話し自分を高める」など、新しい発見や喜びを感じることができるものです。子どもにとっては、このような経験を積み重ねることで、将来への夢や希望を大きくふくらませることができます。

八女市出身の女優黒木瞳さんは、同じく八女市出身の五木寛之さんが書かれた「大河の一滴」について、「壁にぶつかったときに、この本を読む。死を感じたときに、この本を読む。怒りがどうしようもないときにも読む。ちっぽけな自分がちっぽけじゃないと教えてくれる」¹⁾と、人生を変えた本との出会いを通して読書の大切さを伝えています。

このように、読書は、子ども一人ひとりが生涯を通じて人生をより深く、豊かに生きていくために必要な「生きる力」を育てていく大切なものだと思えます。

1) 『MEE YOUR BOOK』人生を変えた「あなたの一冊」聞いてみました。
朝日新聞、2020-07-11、朝刊、P.6.

2 推進計画の概要

(1) 計画策定の趣旨

八女市では、令和3年度からの「第5次八女市総合計画」において、市の将来像を「ふるさとの恵みと誇りを未来につなぐ 安心と成長のまち 八女」とし、基本政策6「ふるさとを愛する人づくり」を定めています。その中の一つに、読書活動の推進を掲げ、「生活を豊かにする企画や図書館ボランティア等との協働活動を通し、市民に親しまれる図書館づくりを目指すとともに、子どもの読書活動を推進するため、子どもと本との様々な出会いの場を提供します。」としています。

また、国や県の計画を踏まえ、八女市においても、平成18年度に八女市子どもの読書活動推進計画」を策定し、子どもの読書活動の推進に取り組んできました。その後、成果と課題を踏まえながら、平成23年度、平成28年度とこれまでの基本方針を継承しつつ、計画の改定を行ってきました。

一方、スマートフォンの普及やそれを活用したSNSなどコミュニケーシ

ョンツールの多様化、SDGs（注1）やGIGAスクール構想（注2）の推進など、子どもの読書を取り巻く環境は大きく変化しています。また、学習指導要領の改訂により、各学年において、国語科の学習が読書活動に結びつくよう〔知識及び技能〕に「読書」に関する指導事項を位置付けるとともに、「読むこと」の領域では、学校図書館などを利用して様々な本などから情報を得て活用する言語活動例が示されています。

そこで、これまでの子どもの読書活動推進計画の成果や課題、社会情勢や子どもの読書を取り巻く環境の変化を踏まえ、今後5年間の目指す子どもの姿や取組の主要施策などを示した「第4次八女市子どもの読書活動推進計画」を策定することとしました。本市では、本計画に基づき、子どもたちが様々な本と出会い、人生をよりよく生きていくための大きな力を育むことができるよう、家庭、地域、学校、市立図書館などが一体となり、子どもの読書活動を推進していきます。

（2） 計画の位置づけ

本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第4条及び第9条第2項に基づき、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画 第4次」及び「福岡県子ども読書推進計画 平成28年度改定版」を基本としつつ、八女市における子どもの読書活動の推進に係る方向性や主要施策などを示したものです。

（3） 計画の推進体制

子どもの読書活動を推進するためには、学校教育課、子育て支援課、社会教育課などの行政はもちろん、家庭、地域、学校、市立図書館などが主体となって連携しながら取り組んでいくことが大切です。

定期的開催される「八女市立図書館協議会」に対し、数値目標の達成状況並びに本計画に基づく諸施策などの取組状況を報告し、意見を求めるとともに、八女市立図書館が中心となって関係機関と連携しながら、各施策を推進していきます。

（4） 計画の期間

本計画の計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

第2章 これまでの取組の成果と課題

1 取組の主な成果

第3次推進計画では、「子ども一人ひとりの発達段階や個性に応じ、自主的な読書活動が推進できるような読書環境の整備を推進する。」ことを基本目標に、下記のような取組を行ってきました。

(1) 家庭、地域における子どもの読書活動の推進

- 乳児の4か月児健康診査時に絵本を贈るなどの「だっこ大すきえほんよみかせ（ブックスタート事業）」が充実するように努めました。早い段階から子どもの読書活動への関心をもってもらうきっかけづくりを行うことができました。
- 令和3年度より、3歳児健康診査時にも絵本を贈るなどの「ブックセカンド事業」を始めることができました。
- 各校区ごとにある読書ボランティアや図書館ボランティアなどの協力を得て、幼稚園・保育所（園）、学校、子育て支援施設、市立図書館などで読み聞かせや絵本の貸出などを実施し、家族で読書に親しむ環境づくりに取り組むことができました。
- 発達段階に応じたおすすめ本のリーフレットを作成し、館内に掲示したり保護者に配布したりして、子どもの読書活動の推進に努めました。
- 読書週間時には、家族で同じテーマの本を読むことで、コミュニケーションを深めながら、読書に親しむことができるような取組を定期的に行うことができました。

(2) 学校における子どもの読書活動の推進

- 小・中・義務教育学校においては、【全校一斉の読書活動実施状況(%)】

| 令和元年度 | 八女市 | 全国 |
|--------|------|------|
| 小学校・義務 | 92.9 | 90.5 |
| 中学校・義務 | 88.9 | 85.9 |

全校一斉の読書活動を実施している学校の割合が全国平均を上回るなど、積極的な読書活動の推進に取り組むことができました。
- 発達段階に応じて、子どもの読書【一人あたりの年間貸出冊数(冊)】

| 令和元年度 | 八女市 | 全国 |
|--------|-----|----|
| 小学校・義務 | 153 | 49 |
| 中学校・義務 | 35 | 9 |

意欲を高める工夫が行われており、学校図書館を利用する子どもを増やすことができました。

※ 文部科学省：令和2年度「学校図書館の現状に関する調査」結果より

□全小・中・義務教育学校23校に学校司書（21名：2校は兼務）を配置し、学校図書館の整備充実を図るなど、子どもにとって魅力のある図書館づくりを進めることができました。

□学校図書館図書標準（注3）を達成している小学校は、平成27年度に引き続き、令和元年度100%、中学校は、平成27年度70%から令和元年度86%となりました。また、各学校においては、図書館の機能を考慮し、子どもの要望などを踏まえた選書に努めるなど、学校図書館の資料の充実を図ることができました。

（3）市立図書館における子どもの読書活動の推進

□平成30年6月、移動図書館車（注4）を2台から3台に増やし、新たに立花町と旧八女市の巡回を開始しました。八女市全域で、幼稚園・保育所（園）、学校、施設、地域住民に対して本を届けるなど、読書活動を推進していく体制を整えることができました。

□読書ボランティアやあかちゃん読み聞かせなどに興味関心のある方を対象とした、ボランティア講座を定期的を開催することができました。

□図書館ホームページやTwitter、LINEによる、新刊案内・行事案内などの情報発信の充実を図ることができました。

（4）市立図書館と学校などの関連施設との連携強化

□毎月開催される小・中・義務教育学校の司書連絡会に市立図書館からも参加をし、子どもの読書活動を推進していく体制を整えることができました。市立図書館から事業について説明したり、互いの情報を共有し合ったりなど、連携を深めることができました。

□学校などの読書活動に対する支援ができるよう考慮し、貸出文庫（注5）の利用を関連施設に呼びかけるなどして、読書環境の充実を図ることができました。

【貸出文庫実施設置数】

平成27年度 15施設 → 令和3年度 18施設

□子育て支援施設などで、本の大切さを伝えたり、読み聞かせを行ったりしました。また、団体貸出の利用を呼びかけました。子どもの身近なところに本があり、読みたい時に本を手にとることができる環境づくりに努めることができました。

【団体登録数】

平成27年度 170施設 → 令和3年度 214施設

(5) 子どもの読書活動に関する関心と理解の向上

- 「こどもの読書週間」時には、子どもの読書活動についての関心と理解を深めることができるよう、制定の趣旨を踏まえた事業を実施することができました。
- 定期的実施する読み聞かせや講座などの様々な機会、自作の「うちどくノート」(注6)などを配布したり、内容を工夫したりして、子どもが読書活動を行う意欲の向上を図ることができました。
- 各学校や市立図書館が定期的に発行する「図書館新聞」や市立図書館内の掲示物、ホームページなどで、子どもの読書活動の重要性を啓発するよう努めることができました。

2 子どもの読書活動の現状と課題

取組の主な成果に挙げたように、基本目標の達成に向けて一定の成果を収めることができました。

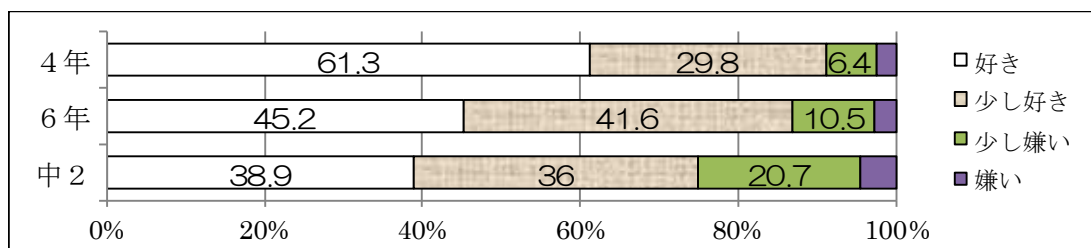
しかし、以下のアンケート結果によれば、本を読むことが嫌いな子どもが学年が上がるにつれ増えていること、本を読むことが嫌いになった理由として、「どんな本を読んでいいかわからない」、「おもしろくない」などと答えていることなどがみられます。読書の楽しさや喜びを味わい、自ら本を手にするような子どもを増やすためには、子ども一人ひとりに目を向けた、継続した取組が必要であるといえます。

一方、GIGAスクール構想のもと八女市においても、児童生徒一人に1台のタブレット端末が行き渡る中、読書活動のあり方についても検討していかなければなりません。また、障がい者や外国籍の方など、多様な方が読書に親しむことができる環境を整えていくことも求められています。

八女市教育委員会では、令和3年9月に、八女市立の小学校4・6年生、中学校2年生、義務教育学校8年生を対象として、子どもの読書活動に関するアンケートを実施し、集計結果をまとめました。

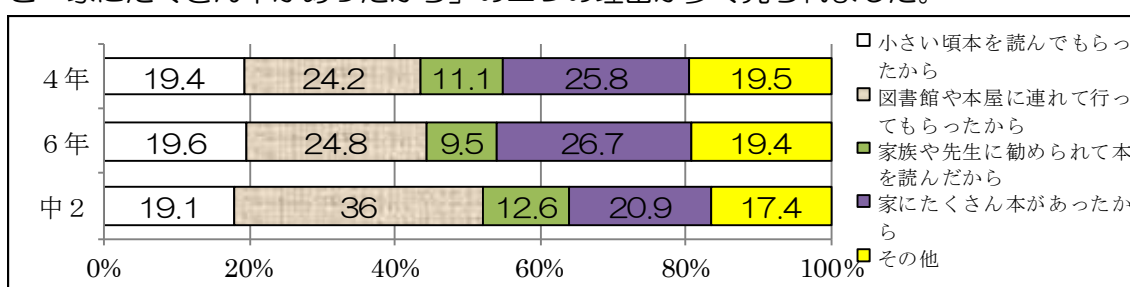
① あなたは、本を読むことが好きですか。

「本を読むことが好きか」という問いに対して、「好き」、「少し好き」と答えた子どもの割合は、学年が上がるにつれ減っていますが、最も少ない中学2年生(8年生)においても、70%を超えています。



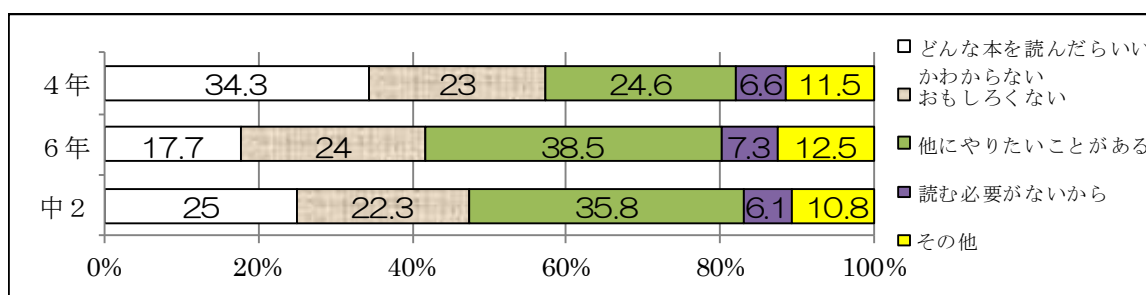
② あなたは、なぜ、本を読むことが好きになりましたか。

この問いに対しては、学年を問わず、「図書館や本屋に連れて行ってもらったから」と「家にたくさん本があったから」の二つの理由が多く見られました。



③ あなたは、なぜ、本を読むことが嫌いになりましたか。

この問いに対しては、4年生は、「どんな本を読んでもよいかわからないから」という回答が多く、学年が上がるにつれ、「他にやりたいことがあるから」という回答が増えていきます。学年を問わず、「おもしろくない」という回答が20%を超えています。

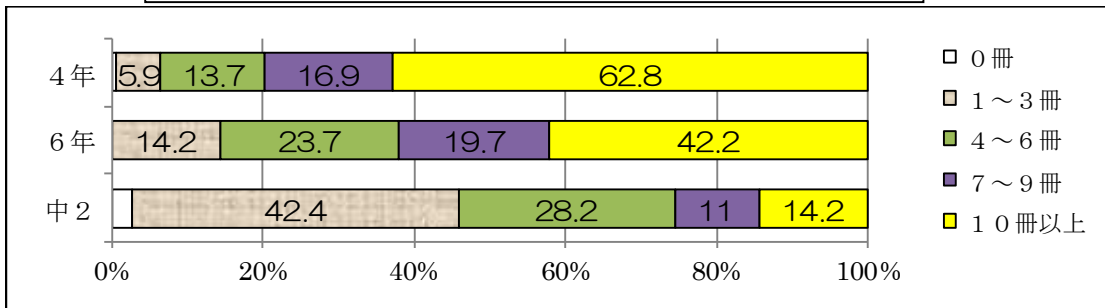


④ あなたは、1か月に何冊ぐらい本を読みますか。

「本を読むことが好き・少し好き」と答えた4年生では、1か月当たり10冊以上本を読む子どもが60%を超えています。中学2年生（8年生）でも、約14%とたくさん本を読んでいるという結果がみられました。

また、「0冊」と回答した中学2年生（8年生）は、2.7%と大変少ない値でした。小学6年生では、442名中、1名という結果となりました。

「本を読むことが好き・少し好き」と答えた子どもが回答

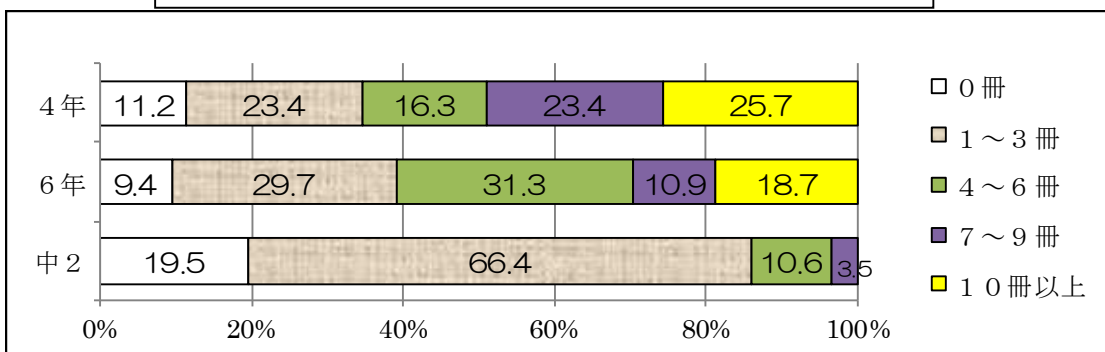


⑤ あなたは、1か月に何冊ぐらい本を読みますか。

「本を読むことが嫌い・少し嫌い」と答えた子どもでは、「0冊」と答えた4・6年生が約10%、中学2年生（8年生）では、約20%となっています。読書が好きと答えた子どもと嫌いと答えた子どもとの読書冊数の差が大きく広がっています。

また、読書は嫌いと答えた4年生でも約25%、6年生では約18%が10冊以上本にふれているようです。中学2年生（8年生）では、読書数が3冊以下と答えた子どもが約85%となっています。

「本を読むことが嫌い・少し嫌い」と答えた子どもが回答



○ 1か月、読書を全くしない児童生徒の割合

| | |
|--------------|------|
| <小学4年生> | 1.8% |
| <小学6年生> | 1.7% |
| <中学2年生（8年生）> | 6.9% |

※ 平成29年度「学校読書調査 全国学校図書館協議会及び毎日新聞社」より抜粋
 「不読率の割合」 小学生（4～6年生） 5.6%
 中学生（1～3年生） 15.0%

第3章 今後の八女市子どもの読書活動推進計画について

1 基本的な考え方

第3次推進計画の成果と課題を踏まえ、第4次推進計画では、目指す子どもの姿を明らかにし、子どもの読書活動に関わる各関係機関などがその達成に努めます。また、具体的な数値目標を設定し、各種調査などにより定期的に進捗状況を検証しながら取り組んでいきます。

(1) 目指す子どもの姿

八女市のすべての子どもが、あらゆる機会において多くの本と出会い、進んで本を手に取り、新しい発見や喜びを感じる。さらに、本にふれて感じたことなどを学校や家庭などで楽しく語り合う。そのような子どもの姿を目指します。

- 多くの本と出会い、読書を楽しみにする子ども
- 読書を通して、学ぶ楽しさや知ることの喜びを感じる子ども
- 生涯を通じて、自ら、読書に親しもうとする子ども

(2) 目標

上記の目指す姿を達成するために、読書が好きで、進んで本を手にする子どもを増やしたいと思います。そこで、下記の2つの数値目標（成果指標）を掲げて取り組みます。

◎ 本を読むことが好きな児童生徒の割合

【単位：％】

| | 令和3年度 | 目標 令和9年度 |
|------------|-------|----------|
| 小学6年生 | 86.8 | 90 |
| 中学2年生（8年生） | 74.9 | 80 |

◎ 1か月、読書を全くしない児童生徒の割合

【単位：％】

| | 令和3年度 | 目標 令和9年度 |
|------------|-------|----------|
| 小学6年生 | 1.7 | 1.5 |
| 中学2年生（8年生） | 6.9 | 5.0 |

2 基本的な方針

子どもの読書活動を推進するため、本市の現状などを踏まえ、次の3項目を計画の基本的な方針とします。

（1）年齢や発達段階に応じた子どもの読書活動の環境整備・充実

読書が好きで、進んで本を手取る子どもを育むためには、年齢や発達段階などに応じて、読書の楽しさを知るきっかけづくりが大切だと考えます。保育所（園）、学校、市立図書館など各関係機関において読書に親しむ機会を意図的・計画的に提供していきます。

また、子どもの周りにいる大人が読書好きであることも、読書活動を推進していく上で大きく影響することから、家庭への働きかけを行っていきます。その役割を担う、市立図書館や学校、学校図書館などの取組が重要であり、読書の楽しさを感じることができるよう環境づくりを行います。

（2）子どもの読書活動を推進するための関係機関との連携

子どもの読書活動に関わる人々や幼稚園・保育所（園）、学校、施設などそれぞれが連携・協力することが読書活動の推進を図る上で大切です。関係機関におけるそれぞれの課題について共有し、具体的な取組や方針について検討するため、市立図書館を中心に、学校、教育委員会、ボランティア団体などのネットワークづくりに努め、読書活動を推進します。

（3）子どもの読書活動に関する啓発・広報の推進

子どもを取り巻く大人、保護者、教員、保育士などが子どもの読書活動に理解と関心をもつことが、読書をする子どもを増やすことにつながります。読書に親しむ家庭、読書が好きな大人を増やすための取組を行います。

3 八女市子どもの読書活動推進計画の具体的な取組

本計画では、子どもの読書活動推進の役割を担う、家庭、地域、学校、市立図書館などごとに示した下記の具体的な取組を行っていきます。

(1) 家庭における読書活動の推進

本を読むことが好きになった理由として、「家にたくさん本があったから」などの回答が多くみられました。このように、子どもが本に興味をもち、読みたいという気持ちを育てるには、身近なところに本があり、読みたい時に手に取ることができる環境があることが大切です。

家庭は子どもがはじめて本と出会う場所です。各家庭において、子どもの読書活動や読み聞かせなど、その意義や重要性について理解し、関心をもってもらうことが必要です。保護者が読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読んだり、読んだ本を話題にしたりするなど、乳幼児期から本と親しむことができるよう、各関係機関の取組を通して、読書活動の推進を図ります。

また、子どもの発達段階などに応じた、電子機器で見られる電子書籍の活用のあり方などを検討していきます。

①「だっこ大すきえほんよみきかせ（ブックスタート事業）」の充実

4か月児健康診査時に、絵本やおすすめ絵本リストを贈り、読み聞かせを行うとともに、保護者に対して読書の大切さを伝えます。また、図書館利用案内、おはなし会などの催し物の案内をすることにより、読書活動への理解と関心を深めるよう工夫します。

②ブックセカンド事業の推進

ブックスタート事業の継続事業として、子どもの成長に合わせて3歳児健康診査時に絵本の読み聞かせを行い、絵本や図書館バッグを贈ります。絵本を通して、子どもの言葉と心を育てる働きかけをするとともに継続して保護者へ読書の大切さを伝え、読書習慣の定着を図ることができるよう取組を推進します。

③読み聞かせの実施

上記の二つの事業で配布した絵本やおすすめ絵本リストを活用し、家庭で心のふれあいのある読み聞かせが実施されるよう取組を推進します。また、本館・分館におけるおはなし会や講座などへの参加を促します。

④各種広報や講座による理解啓発

幼稚園・保育所（園）・学校・図書館などは、「図書館新聞」や各種講座、保護者が集まる機会などを活用し、読書や読み聞かせの重要性について、保護者の理解と関心を深めます。また、「うちどく」の一層の推進を図り、家庭に本がある環境となるよう取り組みます。

⑤電子機器を活用した読書のきっかけづくり

スマートフォンなどが普及する中、家庭における読書のきっかけづくりとなるような電子書籍の選書、貸出を行っていきます。

(2) 地域における読書活動の推進

地域は、子どもが遊んだり、暮らしたりする日常生活の場です。その地域において、幼稚園・保育所（園）、学童保育、子育て支援センターなどの施設の関わりも子どもの読書活動を推進する上で重要です。各施設では、読書ボランティア団体と連携した読み聞かせの実施や読書コーナーの設置など、子どもが本と出会い、読書を楽しむ機会を提供していきます。

①各施設における読み聞かせ、図書の貸出の推進

幼稚園・保育所（園）、子育て支援施設などで、絵本の読み聞かせ、図書の貸出などを推進します。

②各施設における読書機会の提供・充実

各施設において、図書資料の整備を図ったり、読書コーナーを設置したりするなどして、子どもが身近に本を感じ、気軽に本を手にとることができるよう努めます。

③各施設、団体などと市立図書館との連携推進

貸出文庫や団体登録の利用促進による市立図書館の図書のさらなる活用や読み聞かせボランティアなどの人材情報の共有などによる連携強化を図ります。

④移動図書館サービスの活用

様々な事情により、市立図書館本館・分館を利用することが困難な地域の子どもたちに対して、八女市に3台ある移動図書館車を有効に活用します。

(3) 学校における読書活動の推進

学校は、子どもの読書習慣を形成していく上で、かけがえのない大きな役割を担っています。そのため、学校においては、全ての子どもが自由に読書を楽しみ、読書の幅を広げていくことができるように適切な支援を行うとともに、そのための環境を整備することが求められます。

子ども同士で行う活動や全校一斉の読書活動の実施、学校図書館の効果的な活用などに努め、学校における読書活動の推進を図ります。

①読書に親しむ態度・読書習慣の形成

全校一斉の読書時間の設定や担任、読書ボランティアなどによる読み聞かせの取組、調べ学習などの多様な学習活動など、子どもに本の楽しさを感じ取らせ、生涯にわたる読書習慣の確立を目指します。

②学校図書館の機能充実

学校図書館は、「読書センター」「学習センター」「情報センター」としての機能を有しています。学校教育計画において、学校図書館の位置づけと役割を明確にし、教職員で共通理解を図ることが大切です。また、学校長、司書教諭、学校司書などが連携を深め、図書委員会や学校読書ボランティアなどの活動を支援します。さらに、学校司書の資質・能力の向上、図書館資料の充実などに努め、図書館機能の活性化を図ります。

③学校、学校図書館と市立図書館との連携推進

本計画目標に対する子どもの読書活動の現状及び取組状況などを市立図書館職員と学校、学校司書などが共通理解を図りながら、子どもの読書活動の推進に向けて取り組みます。

- ・授業や調べ学習などに活用できる貸出文庫サービス、図書館見学や職場体験など、各学校の実情に応じ推進します。また、各行事などを通して市立図書館利用カード作成を推進します。
- ・司書連絡会を活用し、相互に意見交換や情報交換を行うことで、子どもの読書活動を支援し、相互に協力できる体制を整えます。

④子ども同士で行う活動の実施

子ども同士の読書の輪を広げるため、おすすめ本を友だちに紹介するなどの学校内での取組や、同じ本を読んだ感想を共有したり共感したりする「読書郵便」などの学校間での取組を推進していきます。

(4) 市立図書館における読書活動の推進

市立図書館は、あかちゃんから高齢者の方まで、誰に対しても幅広く資料や情報を提供する機関です。子どもにとっては、自分の読みたい本を自由に選び、読書を楽しむとともに、読書の量や質を高めることができる場所です。

八女市立図書館では、誰もが読書に親しむことができる社会を目指した取組や学校とのさらなる連携、子どもの読書に関わるボランティアの育成・支援など、読書活動の推進を図ります。

①多くの人に来館していただくために

市立図書館を利用したことがない子どもや保護者などの来館を促すために、子どもの読書週間、夏休み期間を活用した取組や趣向を凝らしたイベントの実施、定期的に行っているおはなし会などの工夫を行います。また、来館し図書を借りたくなるような施設設備面、運営面について検討し、魅力ある図書館づくりに努めます。

②「読書のバリアフリー」の推進

令和元年6月に「読書バリアフリー法」(注7)が成立しました。これまでも点字図書や布の絵本(注8)などを収集してきましたが、特別な支援を要する子どもを含め、すべての人が読書に親しむことができるよう、「読書のバリアフリー」を推進します。

マルチメディアデージー図書(注9)やLLブック(注10)などのアクセシブルな書籍の充実、外国語の本の収集、誰もが気軽に利用できるための支援の充実などに努めます。

③電子図書館サービスの導入・充実

新型コロナウイルス感染防止のための外出抑制や仕事及び学業などで日中の来館が困難な方、GIGAスクール構想の推進のため、電子図書館サービスを導入します。特別な支援を要する子どもを含め、子ども向けの書籍の充実、幼稚園・保育所(園)・学校との連携などの取組を行うことで、子どもの読書活動推進に努めます。

④市立図書館本館と5つの分館との連携

月1回の定例会議を中心に、子どもの読書状況や幼稚園・保育所(園)・学校との連携状況などについて共通理解を図り、実施すべきことを明確にしなが、相互に連携・協力し、子どもの読書活動推進を図ります。

⑤高等学校・中等教育学校との連携

市内の高等学校などに出向き、子どもの読書活動について情報交換、意見交換を積極的に進めます。「〇〇学校生徒のおすすめ本」の紹介やおはなし会などへの参加、貸出文庫の利用などにより、読書活動の推進につなげます。

⑥移動図書館「ゆめみらい号」、「はしるゆめのぶっくらんど号」、「ほんの森ぶっくるん号」の有効活用

幼稚園・保育所（園）、学校などに対して、移動図書館サービスを効果的に運用することにより、読書の機会の拡充を図ります。

⑦読書ボランティアなどの育成・支援

学校、地域、市立図書館などで活動している読書ボランティアなどを育成・支援するため、研修会や情報交換などを実施します。また、図書館職員の資質・能力向上に努めます。

(5) 子どもの読書活動に関する関心と理解の向上

子どもの読書活動を推進するためには、子どもの読書に関わる保護者、大人の理解と協力が大切です。市立図書館が中心となり、関係機関と連携のもと、子どもの読書の意義や重要性などについて関心と理解を得るような取組を実施します。

①各機関での広報誌などの活用

「子ども読書の日（4月23日）」（注11）を中心に、子どもの読書活動の意義などについて、市立図書館や学校、幼稚園・保育所（園）などが情報提供や啓発を行い、広く理解を促します。

②SNSなどを使った情報発信の充実

ヤングアダルト層の読書への興味関心を高めるため、ホームページやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）などを活用し、情報発信のあり方などを工夫します。

③学校などにおける子どもの読書活動の情報発信

図書委員だよりやPOP（注12）など図書委員の活動などについて市立図書館で掲示、設置し、他の学校などにその取組を広げていきます。

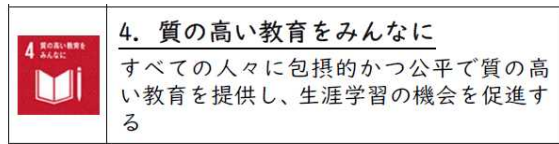
本文用語注記解説

注1 SDGs

SDGs（エス・ディー・ジーズ）とは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称である。平成27（2015）年9月の国連サミットにおいて、国連加盟193か国の合意により採択され、令和12（2030）年までに達成すべき包括的な17のゴール（目標）と、その下位に示された169のターゲットにより構成される。

日本においても、「SDGsアクションプラン2019」が策定され、豊かで活力のある「誰一人取り残さない」社会を実現するため、一人ひとりの保護と能力強化に焦点を当てた「人間の安全保障」の理念に基づき、世界の「国づくり」と「人づくり」に貢献することとされ、地方自治体においてもSDGsに向けた取組が求められている。

本計画では、SDGsのゴール（目標）にある「4. 質の高い教育をみんなに」を念頭に置き、計画に定めた施策を着実に実行することで、SDGsの目標達成につなげていく。



注2 GIGAスクール構想

義務教育を受ける児童生徒のために、一人に1台の学習者用PCと高速ネットワーク環境などを整備する5年間の計画。その目的は、子どもたち一人ひとりの個性に合わせた教育の実現にある。さらに、教職員の業務を支援する「統合型校務支援システム」の導入で、教員の働き方改革につなげる狙いもある。

注3 学校図書館図書標準

平成5年3月に文部省（当時）が定めた公立義務教育諸学校の学校図書館の蔵書冊数の標準。図書の整備を図る際の目標とする蔵書冊数が、学校種別・学校規模別に設定されている。

注4 移動図書館車

自動車（bookmobile）に図書資料を載せ、月に1回ずつ指定の施設や場所を巡回して貸出や返却、予約サービスを行う。

注5 貸出文庫

幼稚園・保育所（園）、学校、子育て関連施設などの団体利用者に対し、図書資料を一括して、長期で貸し出すこと。年間2～3回の貸出を行い、一度に最大200冊までの貸出ができる。

注6 うちどく（家読）

家庭内での読書活動。親子で同じ本を読む、それぞれが読んだ本についての感想を話し合うなどの行動を介して、読書の習慣をつけるとともに、家族間でのコミュニケーションを図ろうとするもの。

注7 読書バリアフリー法

正式名称は「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」である。障がいの有無に関わらず、すべての人が読書による文字・活字文化の恩恵を受けられるようにするための法律である。さまざまな障がいのある方が、利用しやすい形式で本の内容にアクセスできるようにすることを目指している。

注8 布の絵本

布・革・毛糸などを用いて作られた絵本で、触って絵の形が分かるようになっている。ボタンをとめたり、ひもを通す仕掛けがあったりするなど、楽しみながら読むことができる。

注9 マルチメディアデジタイズ図書

音声とテキストデータ（文字）と画像をシンクロ（同期）させて再生できるもの。パソコンやタブレットなどで利用できる。

注10 LLブック

LLとは、スウェーデン語で「やさしく読める」という意味の略。知的障がいや発達障がいなどで読むことが困難な人のために、やさしく分かりやすい言葉や短い単語、ピクトグラム（絵文字）、イラスト、写真を使って表現されている。子ども向けの本ではなく、対象年齢に合った内容になっている。

注11 子ども読書の日

4月23日。平成13年12月に施行された「子どもの読書活動に関する法律」により定められた。子どもの読書活動についての関心と理解を深め、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めることを目的としている。

注12 POP

POP（ポップ）とは、本を紹介するために、関心を引くような言葉や絵などをカードに描いたもの。このPOPを作るためには、本を読む必要があり、紹介することでより読書への関心を高める。作品を掲示することで、子ども同士が読書の楽しさを交流することができる。

< 資料編 >

「子どもの読書活動の推進に関する法律」

(平成13年12月12日 法律第154号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書

活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことできる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子ども健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

八女市子どもの読書活動推進計画策定委員会設置要綱

(令和3年11月2日決裁)

(設置)

第1条 八女市子どもの読書活動推進計画（子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項に規定する市町村子ども読書活動推進計画をいう。以下「計画」という。）の策定について調査及び審議するため、八女市子どもの読書活動推進計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。（所掌事項）

第2条 策定委員会は、計画の策定に関する調査及び審議を行い、その結果を教育委員会に報告する。

(組織)

第3条 策定委員会は、12人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 八女市立図書館協議会代表
- (2) 市立学校校長会代表
- (3) 福岡県学校図書館協議会代表
- (4) 市立学校図書館代表
- (5) 市立学校PTA組織代表
- (6) 保育所（園）保育士・幼稚園教諭等代表
- (7) 親子読書会、読書ボランティア代表
- (8) 教育部学校教育課代表
- (9) 健康福祉部子育て支援課代表
- (10) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から計画の策定に関する審議結果を教育委員会に報告する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 策定委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 策定委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、教育部社会教育課において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年11月2日から施行する。

| 令和3年度 八女市子どもの読書活動推進計画策定委員名簿 | | | |
|-----------------------------|-------|--------------------|-----------------|
| | 氏名 | 委員区分 | 所属 |
| 1 | 梅野智美 | 八女市立図書館協議会代表 | 八女市立図書館協議会会長 |
| 2 | 山口浩史 | 市立学校校長会代表 | 八女市立矢部清流学園学校長 |
| 3 | 徳永清美 | 福岡県学校図書館協議会代表 | 八女市立星野小学校長 |
| 4 | 野田恵 | 市立学校図書館代表 | 八女市立上妻小学校司書 |
| 5 | 角憲治 | 市立PTA組織代表 | 八女市立西中学校PTA会長 |
| 6 | 橋本恵美子 | 保育所(園)保育士・幼稚園教諭等代表 | 八女市立福島保育所長 |
| 7 | 熊谷泰子 | 親子読書会・読書ボランティア代表 | 「ブックメイト」代表 |
| 8 | 飯田せつ子 | 教育委員会が必要と認める者 | NPO法人まなびっと八媛理事長 |
| 9 | 郷田純一 | 教育部学校教育課代表 | 学校教育課長 |
| 10 | 山崎許美 | 健康福祉部子育て支援課代表 | こども未来係長 |
| 11 | 高橋泰朗 | 教育委員会が必要と認める者 | 八女市教育研究所長 |

| | | |
|-----|------|------------------|
| 事務局 | 溝上啓之 | 教育部社会教育課長 |
| | 大坪励子 | 教育部学校教育課学務係長 |
| | 久富圭子 | 教育部学校教育課指導主事 |
| | 鶴欣二 | 教育部社会教育課図書館係図書館長 |
| | 北川直美 | 教育部社会教育課図書館係長 |

第4次八女市子どもの読書活動推進計画

八女市教育委員会社会教育課 図書館係

〒834-0031 福岡県八女市本町536番地3

TEL 0943-22-2504 FAX 0943-22-8221

電子メール：library@city.yame.lg.jp